

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第11回特別弔慰金が支給されます

戦没者等に国として弔慰の意を表するため、そのご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者等の妻や父母など)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

申請に当たっての注意事項

申請者に同順位者(戦没者のお子様同士、兄弟姉妹同士など)がいる場合、申請はすべての同順位者を代表して行っていただくこととなりますので、ほかの同順位者と調整の上、申請してください。

申請期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日

※申請期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

申請窓口

申請期間中は、申請を随時受け付けますが、申請開始直後は申請窓口の混雑が予想されることから、次の該当地区の受付期間に申請していただくようご協力をお願いします。

【亀山地区】 地域福祉課福祉総務グループ
(あいあい1階4番窓口)

| 地区 | 申請開始直後の受付期間 |
|------------|-------------------|
| 亀山西地区 | 4月6日(月)～4月10日(金) |
| 亀山東地区 | 4月13日(月)～4月17日(金) |
| 亀山南・昼生地区 | 4月20日(月)～4月24日(金) |
| 野登・白川・神辺地区 | 4月27日(月)～5月8日(金) |
| 井田川・川崎地区 | 5月11日(月)～5月15日(金) |

【関・加太地区】 地域観光課地域サービスグループ
(関支所1階)

| 地区 | 申請開始直後の受付期間 |
|---------|------------------|
| 関地区 | 4月6日(月)～4月17日(金) |
| 加太・坂下地区 | 4月20日(月)～5月8日(金) |

持ち物など

- ▷ 戸籍抄本
(令和2年4月1日以降に発行したもの)
- ※新規申請者は受付・相談後に提出
- ▷ 印鑑(スタンプ印不可)
- ▷ 戦没者等とご遺族との関係が分かる資料
- ▷ 前回の特別弔慰金裁定通知書
(交付された人のみ)

問合先 地域福祉課福祉総務グループ(あいあい ☎84-3311)